

## フォークリフト運転技能講習(31時間コース)実施のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件、労働安全衛生法第61条では事業者は、**資格を有する者でなければ当該業務に就かせてはならない**、と定められています。この機会に多くの皆さまが受講され、無資格者による災害が撲滅されますようご案内申し上げます。 敬具

### 記

1. 実施要領 : ○ 募集要項:自動車運転免許  
(大型、中型、準中型、普通、大型特殊)の何れかを有する者  
○ 学科の一部(走行に関する装置=4時間)が免除される講習  
○ 学科8時間、実技(3日間)25時間  
(学科修了試験1時間、実技修了試験1時間を含む)
  2. 日 時 : (学科) 平成30年5月31日(木) 8:20~17:40  
(実技) 1日目:平成30年6月 3日(日) 8:00~17:10  
2日目:平成30年6月10日(日) 8:00~17:10  
3日目:平成30年6月17日(日) 7:30~
  3. 会 場 : (学科) 守口門真商工会館2階大集会室  
門真市殿島町6-4  
(実技) 株式会社クボタ枚方製造所  
枚方市中宮大池1-1-1
  4. 受講料 : 36,180円【講習料32,000円・消費税2,560円、テキスト代1,620円(税込)】
  5. 定 員 : 先着5人
  6. 申込み : (1) 裏面の仮申請書に必要事項を記入し、予約の為のFAXを入れる。  
(2) 予約の確認後、正式な申込書(受講申込書兼修了者台帳)に必要事項を記入し、顔写真を貼り、郵送または持参する。  
(受講申込書兼修了者台帳は協会までお申しつけください)
  7. 支払い : (1) 現金を協会に持参 } 左記の何れの方法でも可  
(2) 現金書留 } 但し、テキストの事前送付をご希望の場合は、  
(3) 銀行振込み } 1冊につき216円の送料を加算して下さい。
- 〒567-0881 茨木市上中条2-5-37 すばるビル301  
(一社)茨木労働基準協会  
TEL:072-622-8487 FAX:072-621-5763  
振込先:りそな銀行茨木西支店(普通)1135303  
一般社団法人茨木労働基準協会
8. その他 : ○ 受講料は理由の如何にかかわらず払戻しできませんのでご了承ください。  
○ 受講の変更は講習初日の2週間前までであれば次回以降に変更が可能です。  
○ 講習日に1日でも欠席または遅刻をすると、**受講放棄**として取り扱います。

以上

(一社)茨木労働基準協会 宛  
 TEL:072-622-8487  
 FAX:072-621-5763

## 各種技能講習受講申込書(仮申請用) (H. 23年4月改定)

事業所名: \_\_\_\_\_ 担当部署: \_\_\_\_\_ TEL: \_\_\_\_\_

所在地: \_\_\_\_\_ 担当者: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_

講習種別名	種別 番号	講習 種別番号	ふりがな 受講者氏名	受講料(円)	受講番号 (記入不要)
フォークリフト15時間コース	①				
フォークリフト31時間コース	②				
玉掛け作業	③				

受講者(        )人分        支払総額(        )円

※ 受講料の支払い、テキストの受け渡しについて下欄のご希望の方法に○印をお入れください。

支 払 い 方 法	協会まで持参	現金書留	銀行振り込み
テキスト受け渡し	事前に協会を受取り	事前送付希望	講習当日受取り

### 記

- 各種技能講習会のご案内発送と同時に申し込みの受付を開始いたします。早めにFAXで当協会宛に仮申請(予約)をしてください。(仮申請はこの申込書をご使用ください。)予約の確認後、2週間以内に(但し、講習日初日までに2週間の期間がない場合は速やかに)正式に申請をしてください。
- 2週間以内に申込手続きを行わないと自動的に予約が無効となります。
- 正式申請に際しては、**受講申込書兼修了者台帳**(必要な方は当協会にご請求ください)に必要な事項を記入し、受講料を添えて当協会までお申込みください。お申し込みの方法は協会まで持参または郵送でお願い致します。
- テキストの事前送付をご希望の場合は、1冊につき216円の送料が必要です。
- 受講料
 

①	フォークリフト15時間コース	16,740円
②	フォークリフト31時間コース	36,180円
③	玉掛け作業	21,085円
- 正式申込み以降の取扱いについて
  - 受講料は理由の如何にかかわらず払戻しできませんのでご了承ください。
  - 講習日に1日でも欠席または遅刻をされますと、受講を放棄したものとして取扱います。
  - 受講日の変更は、講習初日の2週間前までであれば次回以降に変更が可能です。それ以降の変更はできません。受講者の変更で対応をお願い致します。
  - 受講者の変更は講習初日の前日まで可能です。但し、正式な申請書の提出が必要です。

以上